

平成26年

第1回市議会定例会 議案第48号

市立函館保健所使用料及び手数料条例の一部改正について
市立函館保健所使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年2月27日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

市立函館保健所使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
市立函館保健所使用料及び手数料条例（昭和23年函館市条例第75号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「薬事法第4条第2項」を「薬事法第4条第4項」に改める。

附 則

この条例は、平成26年6月12日から施行する。

（提案理由）

薬事法の一部改正に伴い規定を整備するため